

議案第19号

東京都板橋区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立男女平等推進センター条例（平成11年板橋区条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表東京都板橋区栄町36番1号の項中「午後8時」を「午後9時30分」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

男女平等推進センターの団体交流室及び情報資料コーナーの利用時間を変更する必要がある。